

よくあるご質問 (Q&A)

Q. 商品券はどこで使えますか？

A. 松前町内の登録取扱店舗でのみ使用できます。取扱店舗は、商品券と同封するチラシまたは松前町商工会ホームページでご確認ください。取扱店舗は予告なく変更する場合があります。

松前町商工会ホームページ <http://masakisci.or.jp>

Q. 商品券はいつからいつまで使えますか？

A. 商品券の使用期間は令和8年5月1日(金)から10月31日(土)までです。使用期間を経過した商品券は使用できませんので、使用期間内にご使用ください。

Q. 世帯主宛てに送られてきましたが、世帯主しか利用してはいけませんか？

A. 対象世帯の構成員の方であれば、どなたでも利用できます。

Q. 商品券を利用する際に、氏名や住所の確認などの手続きはありますか？

A. 特に手続きはありませんが、商品券を使用する場合は、必ず使用前に取扱店舗のスタッフに「商品券を利用したい」旨をお伝えください。

Q. 自分で買い物に行けません。本人以外でも使えますか？

A. ご本人の代わりに、ご家族などの別の方が買い物に行く場合でもお使いいただけます。

Q. 商品券は500円券となっていますが、おつりは大丈夫ですか？

A. 商品券のおつりはできません。例えば、1,200円の商品を購入する場合は、商品券を2枚を使って、200円は現金でお支払いください。

Q. 他の商品券や割引券と重複して利用できますか？ポイントは付与されますか？また、キャッシュレス決済と併用できますか？

A. 各取扱店舗の判断となりますので、詳細は各取扱店舗にお問い合わせください。

Q. 商品券が汚損・破損した場合でも利用できますか？

A. 多少の汚れは問題ありませんが、紙幣と同様に大切に扱ってください。破損については、券の大部分が失われている場合及び券面の番号が確認できない場合は無効とさせていただきます。

Q. 商品券を行う予定がないので、現金と交換できますか？

A. 現金との交換はできません。

Q. 商品券が盗難、紛失、その他事故等にあった場合の対応は？

A. 商品券の受領後に発生した盗難、紛失、その他の事故等については、発行者は一切の責任を負いません。

取扱店舗募集中

事務局(松前町商工会内)では、商品券の取扱店舗としてご協力いただける店舗を引き続き募集しております。

申請期間

令和8年7月31日(金) ※事務局17時15分必着

申し込みに必要な書類

- ①取扱店舗登録申込書
- ②登録店舗誓約書
- ③通帳の口座情報が記載されているページのコピー

申込方法

取扱店舗への登録を希望される場合は、下記の方法により登録の申込を行ってください。

登録申込書を松前生活応援商品券事務局に提出

持参または郵送で提出してください。
※登録申込書は事務局から入手可能です。

松前生活応援商品券



恵み、めぐるまち、まさき。

松前生活応援商品券

松前町では、近年の物価高騰による影響を受けている町民の皆さまの生活を支援することで、町内の活性化を図るため、**全町民に「松前生活応援商品券」配布します。**

対象者1人あたり

5,000円分

[共通券500円×6枚 + 限定券500円×4枚]



共通券

松前町内すべての取扱店舗で使用できる商品券

限定券

以下の店舗を除く松前町内すべての取扱店舗で使用できる商品券

【共通券のみ使用できる店舗（限定券が使用できない店舗）】

エミフル MASAKI 敷地内全店舗（まさき村除く）、フジ松前店、松山生協岡田店、松山生協北伊予店、くすりのレデイ松前筒井店、ドラッグセイムス松前筒井店、ディスカウントドラッグコスモス松前店
※エミフル MASAKI 内の店舗で商品券を使用する場合は、使用できるかどうか各店舗にお問い合わせください。

対象者

令和8年2月1日時点で松前町の住民基本台帳に記録されている方

※商品券は「ゆうパック」で5月から世帯主宛に世帯全員分をまとめて順次発送します。「ゆうパック」は対面での受け取りが必要です。

使用期間

令和8年5月1日(金)～令和8年10月31日(土)まで

※使用期間を経過した商品券は無効となり利用できません。期間内にご使用ください。

使用上の注意

- 商品券は、商品券取扱店舗として登録した松前町内の店舗でのみ使用できます。
- 商品券のおつりはできませんので、額面以上でご利用ください。
- 1回の購入での商品券の使用枚数に制限はありません。
- 商品券を使用する場合の精算方法は店舗により異なります。使用前に各店舗でご確認ください。
- 商品券の再発行、現金との交換はできません。
- 商品券の複製・売買は禁止します。
- 以下の商品・支払には使用できません。
 - ①出資や債務の支払(税金・振込手数料、電気・ガス・水道料金等)
 - ②金、プラチナ、銀、有価証券、商品券(ビール券、図書券、店舗が独自に発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
 - ③たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
 - ④事業活動に伴って使用する原材料・機器類及び仕入商品等の購入
 - ⑤土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場(一時預かりを除く)等の不動産に係る支払
 - ⑥現金との換金、金融機関への預け入れ
 - ⑦風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払
 - ⑧特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
 - ⑨その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの
 - ⑩各取扱店舗が指定するもの

お問い合わせ
登録申込書提出先(事務局)

松前町商工会 〒791-3110 伊予郡松前町大字浜809-1
TEL.089-984-1427 月～金 8:30～17:15 (土日祝は休み)